破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１７３０号
札幌市北区篠路１条８丁目２番21号　コーポ高橋
債務者　長谷山光子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５８号
札幌市豊平区月寒東５条15丁目10番15号
債務者　守田五輪雄
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０４号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目１番１―405号
債務者　伊藤ひろ子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２１号
札幌市豊平区中の島１条７丁目２番18号　古野マンション１号
債務者　佐藤　久子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２７号
札幌市手稲区星置１条７丁目１番16―102号
債務者　山口　真理
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１７号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地32号棟309号室
債務者　坂本　一美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第５２２号
埼玉県熊谷市押切701番地１
債務者　大塚　征俊
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２９０号
埼玉県熊谷市別府５丁目229番地
債務者　須藤　良二
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４２１号
神奈川県平塚市諏訪町14番38―116号　プランドール
債務者　藤井　孝巧
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４２５号
神奈川県平塚市片岡929番地の８
債務者　中下　光則
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４２７号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子584番地　コーポ中屋敷103
債務者　佐藤　真紀
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４４１号
神奈川県平塚市寺田縄101番地の９
債務者　木下　陽子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４５２号
神奈川県厚木市関口60番地４　ハイムヒライＡ―102
債務者　岡山秀和こと　姜　　秀和
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４５９号
神奈川県足柄上郡大井町金子2992番地10
債務者　篠原　泰洋
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９４号
新潟県南魚沼市塩沢600番地１
債務者　中澤　純子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽2245番地２
債務者　南雲みつ子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
新潟県小千谷市大字桜町180番地１　サンコーポラス小千谷２―301
債務者　三浦　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
静岡県駿東郡清水町徳倉1221番地の113　コートビレジＢ―101
債務者　佐々木清広
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係